

平成27年労第435号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の社会福祉法人B（以下「事業場」という。）に採用され、事業場において障害福祉サービス（グループホーム・ケアホームの運営、居宅介護）の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、C診療所に受診し「不安緊張症」と診断された後、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「持続性気分障害」と診断され、加療を継続していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅マンションベランダから飛び降り、死亡した。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、直接死因：外傷性ショック、直接死因の原因：全身打撲、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：骨盤骨折・左上腕骨骨折・肺挫傷、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病及びその時期について、労働局地方労災医員協議会精神専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によれば、被災者は平成〇年〇月下旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F34 持続性気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。被災者の症状の経過及び医学的意見等に照らし、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) まず、本件において、認定基準の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」が認められるか否かを検討すると、被災者には、本件疾病発病前のおおむね6か月の間に特別な出来事は認められない。

(4) 次に、「特別な出来事以外」について検討すると、以下のとおりである。

ア 請求代理人は、業務に係る出来事として、平成〇年〇月の人事異動により被災者の業務量が増加したとし、具体的には、①被災者は上記人事異動の後、事業場から渡された携帯電話により、勤務時間外や休日であってもこれに対応するよう命じられた結果、24時間、365日仕事から解放されず、常時緊張を強いられる状況となったこと、②ほぼ毎日午後10時まで働かなければならなくなり、その後退職者が出たこともあり、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間は、少なく見積もっても月平均80時間以上の時間労働外及び休日労働を行っていたほか、月によっては100時間を超えていたこと、③グループホーム利用者の家族から苦情が頻繁にあり、被災者は一人でこれに対応することを余儀なくされたこと等を主張している。

イ そこで、まず、①の携帯電話を持たされていたとの主張について事業場関係者の申述をみると、Eは、「携帯電話については、2台（主と副）を担当職員全員がローテーションで持つことにしており、被災者が持ち続けることはない、また、携帯電話は夜間及び休日の緊急連絡用であり、頻繁に対応していた記録もない。」旨述べ、また、Fは、「休日の緊急時の対応については、被災者が所属していた障害福祉サービス事業の部門では、嘱託職員を含めて4名程の職員に2台の携帯電話を持ってもらい、対応してもらっていた。週ごとのローテーションを組み対応していたと聞いている。被災者とは、休憩のときに話をしていたが、被災者から仕事が大変だと聞いたことはなかった。」旨述べている。この点、Gその他の事業場関係者も同様の申述をしており、さらに、緊急電話対応記録によると、緊急電話に対して事業場が対応した件数は、平成〇年に3件、平成〇年に5件、平成〇年に3件となっていることに鑑みると、これら関係者の申述は信憑性が高いと認められるものであり、携帯電話を持つことになってきたことをもって業務による心理的負荷をもたらす出来事であるとは判断できない。

次に、②の時間外労働が多くあったとの主張についてみると、出勤簿及び時間外勤務・休日勤務・深夜勤務命令簿（以下「勤務命令簿」という。）を基礎に監督署長が作成した労働時間集計表によれば、発病前6か月間である平成〇年〇月から〇月における被災者の時間外労働時間数は、発病前1か月が1時間45分、発病前2か月が3時間、発病前3か月が0時間、発病前4か月が4時間30分、発病前5か月が4時間、発病前6か月が13時間15

分となっているところ、Hその他の事業場関係者の申述からみて、同時間数に大きな誤差があるとは判断し得ない。この点、Iは、「被災者はほとんど毎日のように午後10時まで働いていた。」旨述べているが、同人は、「3名で3日に1度のローテーションで受付業務を分担していた。」とも述べている。当審査会としては、上記の勤務命令簿の記録とローテーションに基づいて業務に従事していた事実を照らすと、仮に何らかの事情により被災者が午後10時まで残業する日があったとしても、それが連日にわたるものであったとは認め難いものであり、被災者が恒常的に長時間の時間外労働を行っていたものとは判断できない。

さらに、③のグループホーム利用者の家族からの苦情に一人で対応していたとの主張について、Eは、要旨、「苦情については部署全体で話し合い、対応についても被災者だけに任せきりにせず上司も一緒に対応する形を当然とっていた、苦情受付担当者は上司である。」旨述べており、被災者だけに特に心理的負荷をもたらす出来事があったとは認められない。この点、Hも2つの例をあげて「上司が対応することにより、苦情が長引くことはなかった。」旨述べており、業務による心理的負荷をもたらす出来事があったものとは評価できない。

ウ 以上のことから、上記の出来事について決定書のとおり、業務量の増加に該当するとみても、出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(5) 業務以外の心理的負荷及び個体的要因についてみると、発病前おおむね6か月の間に、発病に関与したと考えられる業務以外の出来事は確認できず、また、被災者の本件疾病に関する既往歴及びアルコール依存症等について、特に社会生活を営む上で支障を来すような問題は確認できない。

なお、被災者は、平成〇年にマンションを購入し、その直後に新車の高級外車を購入し、その後も毎年のように高級外車を乗り換えており、被災者の母親は、被災者が金銭的に困っているため、仕方なく金銭を貸したと述べていることが認められる。

(6) 以上のことからみて、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」とであると判断することが相当である。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認めら

れず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。